

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成24年2月17日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成24年2月17日（金）午前10時 開会
午前10時36分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	三宅秀明	副委員長	南野直司	委員	大澤千恵子
委員	上村高義	委員	弘 豊	委員	森西 正
委員	原田 平				
議長	嶋野浩一朗	副議長	村上英明		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局総括参与 野杵雄三
同局総括主査 湯原正治 同局書記 寺前和恵 同局書記 田村信也

1. 案件

・平成24年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○三宅秀明委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。

小野副市長。

○小野副市長 公務ご多忙の中、また、寒さ厳しい日が続いております中、議会運営委員会を開催頂きまして、ありがとうございます。2月22日から開催予定の平成24年第1回定例会におきまして、報告案件1件、予算案件13件、条例案件22件、人事案件2件、その他2件の合計40件を予定しております。案件の概要につきましては総務部長より説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○三宅秀明委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は森西委員を指名いたします。

それでは、第1回定例会の提出議案について概略説明をお願いいたします。

有山総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成24年第1回定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成23年12月2日午前10時50分ごろに、発生しました公用自動車による公務中に発生した車両事故にかかる損害賠償の額を定める専決処分の件です。ごみ回収作業のため、摂津市一津屋1丁目19番3号先で、パッカー車を道路右側にあるマンションのごみ置き場にバックで進入するために、ハザードランプをつけて道路右側に車を寄せて、車両前部を左に向けたときに左後方から走行してきた相手車両の右側の荷台に公用車の左前

部が接触したものです。過失割合は、本市85%、相手方15%と認定され、本市の責任額については、社団法人全国市有物件共済会から支払われております。

議案第1号から議案第8号までは、各会計の平成24年度当初予算でございます。お手元に配付させていただいた資料に基づきまして説明させていただきます。

議案第1号は、平成24年度摂津市一般会計予算でございますが、歳入歳出総額は当初予算額320億8,850万円となり、平成23年度当初予算額324億9,091万6,000円と比べまして、4億241万6,000円、1.2%の減となっております。

次ページの一般会計予算総括表で歳入の前年度比較、歳出で款別及び性質別で前年度比較をしておりますので、併せてご参照願います。

次に、各特別会計の当初予算でございます。まず、議案第2号、平成24年度摂津市水道事業会計予算は、表の中段以降をご参照ください。収益的収入は、21億5,064万8,000円となり、対前年度比、6,616万7,000円、3.0%の減となります。

次に収益的支出は20億1,422万7,000円で、対前年度比、7,506万5,000円、3.9%の増となっております。

次に資本的収入は4,090万円となり、前年度と比較しまして1,000万円、32.4%の増となっております。

一方、資本的支出では7億8,301万8,000円となり、1億2,523万円、19.0%の増となっております。その結果、それぞれの収入合計(1)プラス(3)では21億9,154万8,000円となり、対前年度比、5,616万7,000円、2.5%の減となっ

ております。

その下段の支出合計（２）プラス（４）のC欄では２億７千９万５千円となり、対前年度比、２億２千９万５千円、７．７％の増となっております。

続きまして、上から３段目の議案第３号、平成２４年度摂津市国民健康保険特別会計予算の当初予算額は、１億６千９万３千円であり、対前年度比では５億４千２百９万３千円、５．４％の増となっております。

続きまして、議案第４号、平成２４年度摂津市財産区財産特別会計予算では、当初予算１億６千３万７千円は、対前年度比、８千４百９万５千円、５．５％の増の予算となっております。

議案第５号、平成２４年度摂津市公共下水道事業特別会計予算では、当初予算額５億６千８万７千円となり、対前年度比、１億７千８百２万１千円、３．０％減となっております。

議案第６号、平成２４年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算では、当初予算額２億６千８万２千円となり、対前年度比、６千４百円、２．４％減となっております。

議案第７号、平成２４年度摂津市介護保険特別会計予算では、当初予算額４億１千２百２万８千円となり、対前年度比、２億５千２百１万５千円、６．４％の増となっております。

議案第８号は、平成２４年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

当初予算額７億４千９百４万４千円を計上いたしており、対前年度比、８千８百９万２千円、１３．５％増となっております。

続きまして議案第９号から議案第１３

号までは、平成２３年度の各会計の補正予算となっております。年度末を控え、決算を見込みながら、予算執行後の不用額の整理のほか、一部増額補正を行う等、予算調整を図っております。各会計の補正状況は３枚目に平成２３年度摂津市３月補正予算総括表としてまとめております。

先ず、はじめに議案第９号は、平成２３年度摂津市一般会計補正予算（第４号）でございます。１億４千３百１万８千円の減額補正を行い、補正後予算額は３億３千６百８万５千円といたすものであります。今回の補正の中に、国の３次補正に伴う学校施設環境改善交付金の内示があった中学校耐震補強等事業、事業費で１億１千４百４万円は、補正後平成２４年度へ繰越いたします。

次の議案第１０号の平成２３年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）は、中段より下に記載しておりますように、収益的収入では１千４百１万６千５百円の減額補正、収益的支出において３億３千９万９千円の減額補正、資本的収入は補正計上はなく、資本的支出では５千３百１万６千円の減額補正となっております。

その結果、収入合計では１千４百１万６千５百円減額補正、補正後額２億２千３百６万九千円となります。

支出合計では５億６千５百６万５千円の減額となり、補正後額２億５千４百６万八千円となります。

議案第１１号は、平成２３年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）で、上から３段目に記載しております。

４千八百一十三万五千円の増額補正を行い、補正後額１億零六億一千万三千八百四十四円とするものです。

続きまして、議案第１２号、平成２３

年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、1億3,271万4,000円の減額補正を行い、補正後額57億1,476万6,000円とするものです。

議案第13号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、566万6,000円の増額補正を行い、補正後額40億1,026万8,000円とするものです。

議案第14号、議案第15号は人事案件でございます。

まず、議案第14号は教育委員会委員の任命について同意を求めるものであります。教育委員会委員の大矢優子氏の任期が平成24年3月7日で満了となります。引き続き就任をお願いするものです。

次の議案第15号も教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。現在、委員として就任していただいております、新庄慶昭氏が平成24年3月31日に任期が満了いたします。そこで、後任として、福元実氏に就任をお願いするもので、議会の同意を求めるものです。

次に議案第16号は、市道路線認定の件であります。学園町26号線他19路線の路線認定であり、総延長1,489.5メートルの認定となっております。

議案第17号は、市道路線廃止の件でございます。東別府21号線を廃止するものです。

続きまして、議案第18号は摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件であります。自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、市民の自転車の安全な利用に係る倫理の保持を図り、地域社会における自転車の交通安全の推進に資することを目的とするものです。

その内容ですが、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対して、指導又は警告をし、それにもかかわらず危険な運転をする自転車利用者については警察に検挙措置等を要請するものとなっております。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第19号は摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件でございます。平成23年8月公布されました地域主権第2次一括法の成立により、墓地、埋葬等に関する法律が改正されたため、所要の改正を行うものです。内容としましては、墓地、埋葬等に関する法律が改正され、都道府県知事の権限であった墓地等の経営許可等の事務が、市長の権限である事務となったため、摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例を定めたものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第20号の摂津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件ですが、これも地域主権第2次一括法の成立により、水道法が改正されたため、所要の改正を行うもので、その内容は、水道の布設工事における布設工事監督職員を配置しなければならない布設工事を規定しております。

また、法第12条第1項の布設工事監督職員と水道技術者の資格を政令で定める資格を参酌して規定するものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第21号、摂津市規格葬儀条例制定の件は、従来市営葬儀としていたものを規格葬儀とし、葬儀業者を登録制にするもので、葬儀の形態を標準型と略式型

とし、略式型は生活保護の葬祭扶助費で実施できる料金設定を行っております。

葬儀に係る料金と品目を統一し、市民のニーズに合う葬儀を行うことができるようにしました。

なお、平成24年7月1日から施行します。

議案第22号、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の一部施行により、所要の改正を行うもので、障害児支援の強化のため、これまで障害種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態ごとに一元化することとなり、それに伴い、障害者自立支援法第5条第8項「児童デイサービス」が削除されることを受け、当該条例において引用している条項の項ずれが発生することに関して改正するものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。ただし、一部は、公布の日から施行することになっております。

続きまして、議案第23号は職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは、停職期間を変更するため、所要の改正を行うもので、停職の期間を「1日以上3月以下」としているものを「1日以上1年以下」とするものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第24号は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。特別職等の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の変更に伴い、所要の改正を行うもので、これは、国民健康保険料徴収員の職名を「国民健康保険料徴収員」から「国民健康保険料等収納推進員」に変更するもので、平成24年4月1日から施行します。

続きまして、議案第25号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件は、一般職の職員の給与制度の一層の適正化を図るため、所要の改正を行うもので、現給保障の見直しを3年間の経過措置を設けて行うこととしたものです。平成24年4月1日から施行します。

議案第26号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件ですが、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとし、また退職手当について新しい支給制限及び返納の制度を設けました。

また、「退職手当審査会委員」を設け、この条例を引用している他の条例について条文の整備をしました。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第27号、摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件ですが、職員旅費支給制度の一層の適正化を図るため、所要の改正を行うもので、その内容は、旅費日当を廃止し、宿泊料を減額するものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第28号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地方税法等が改正されたため、所要の改正を行うものです。その内容は、都市計画税の課税標準の特例が追加されたため、都市計

画税の課税標準の特例に関する読み換え規定の対象を追加したもので、東日本大震災に係る雑損控除額の特例として、災害関連支出の対象期間を災害がやんだ日から3年以内に延長することとしたものです。また、平成26年度から平成35年度までに限り、個人の市民税の均等割の税率に500円を加算するもので、交付の日から施行します。

議案第29号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地域主権第2次一括法の成立により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が改正されたため、所要の改正を行うもので、液化石油ガスの保安に関する事務の権限が大阪府知事から市長に移譲されたため、液化石油ガスの保安に関する事務手数料を規定するものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第30号、摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地域主権第2次一括法の成立により、社会教育法が改正されたため、所要の改正を行うもので、その内容は、公民館運営審議会委員の委嘱・任命の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第31号、摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例を改正する条例制定の件ですが、介護保険法の改正により、所要の改正を行うもので、関係条例の引用条文の整備をするものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第32号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の

件ですが、障害者基本法の改正により、所要の改正を行うもので、協議会委員の任期を2年に統一し、補欠の委員の残任期間及び再任できる規定を設け、法改正による引用条項の整備をするものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第33号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件ですが、市立駐車場の利用者の利便性を高め、利用率を上げるため、所要の改正を行うもので、摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場、摂津市立南摂津駅前第1駐車場、摂津市立摂津駅前自動車駐車場及び摂津市立南摂津駅前第2駐車場の一時使用料を区分ごとに改正するもので、従前の対象となる駐車時間を8時間としているものを5時間とするものです。

24時間以内の区分及び24時間を超える24時間以内ごとの区分において、駐車時間が8時間以内の場合を駐車時間が5時間以内の場合に改め、一般について、30分以内200円、30分を超える30分以内ごとに100円を30分以内ごと100円といたします。これにより、24時間駐車した場合、従来の1,700円から1,000円となります。

また、障害者については、30分以内100円、30分を超える30分以内ごとに50円を30分以内ごと50円とするものです。

なお、平成24年7月1日から施行します。

議案第34号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地域主権第1次一括法の成立により、公営住宅法が改正されたため、所要の改正を行うもので、公営住宅の同居親族要件及び入居収入基準を国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるも

のとする事とされたことから、条例で定めたものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第35号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件ですが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもので、基礎賦課限度額を50万円から51万円に改め、後期高齢者支援金等賦課限度額を13万円から14万円に改め、介護納付金賦課限度額を10万円から12万円とするものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第36号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件ですが、介護保険法施行令及び第5期介護保険事業計画の作成に伴い、所要の改正を行うもので、介護保険料の第4段階を細分化する保険料軽減措置の継続及び第3段階の細分化する保険料軽減措置を新設したものでございます。

第5期介護保険事業計画の策定に伴い、摂津市介護保険条例の項目を追加・変更しております。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第37号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地域主権第1次一括法の成立により、地方公営企業法が改正されたため、所要の改正を行うものです。

その内容は、地方公営企業法の改正により、利益の処分、資本剰余金の処分について条例で定めることとなったため、関係規定を整備したものです。

なお、平成24年4月1日から施行します。

議案第38号、摂津市水道事業の給水

等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、水道料金の福祉減免制度を廃止するため、所要の改正を行うもので、児童扶養手当支給世帯、身体障害者手帳交付世帯、大阪府療育手帳交付世帯、精神障害者保健福祉手帳交付世帯、市内の65歳以上の独居老人の世帯、市内の65歳以上の二人世帯で一方が寝たきりの世帯、摂津市ひとり親家庭の医療費助成世帯に対して実施していた減額制度を廃止するものです。

なお、平成24年8月1日から施行します。

最後に議案第39号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件ですが、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴うもので、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品目に追加されることにより、一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに配置、構造及び設備の技術上の基準について、経過措置を講じたものです。

なお、平成24年7月1日から施行します。

以上提出案件の概略説明とさせていただきます。

○三宅秀明委員長 説明が終わりました。この際、何か質問がございましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 質問がないようです。理事者の皆さんは退席頂いて結構です。暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○三宅秀明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 第1回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は、2月22日から3月29日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月22日は、平成24年度市政運営の基本方針と、付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

2月27日の正午が代表質問の届出締切りでございます。

3月6日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託ののち、7日にかけての2日間が代表質問でございます。

9日が建設及び民生常任委員会、12日が総務及び文教常任委員会で13日及び15日が常任委員会の予備日、16日が駅前等再開発特別委員会でございます。

21日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

27日が議会運営委員会、29日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決ののち、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月22日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が平成24年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3は、議選第1号、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙で指名推選で当選人を決定します。

日程4は、議案第14号及び第15号、教育委員会委員の任命同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程5は、議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算など、付託案件の35件で、一括して提案説明を受けていただきます。

なお、質疑は後日となります。

3ページになりますが、日程6は、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分で、報告を受けていただきます。

日程7は、議案第16号、市道路線認定の件、日程8は、議案第17号、市道路線廃止の件で、いずれも即決でございます。

3月6日は、日程1が議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算など付託案件35件で質疑ののち、所管の委員会付託となります。

4ページになりますが、日程2が代表質問でございます。

7日も代表質問でございます。

5ページになりますが、最終日、29日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が、議案第1号など委員会付託案件の35件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、平成24年度一般会計予算及び議案第9号、平成23年度一般会計補正予算（第4号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

この所管別分割表について、一点訂正

していただきたい点がございます。5ページの平成23年度一般会計補正予算（第4号）、建設常任委員会付託分でございます。上段の歳入のうち款15、府支出金、項3、委託金、目6、土木費委託金とございますが、正しくは目2、土木費委託金です。訂正をお願いいたします。

また、本会議初日の淀川右岸水防事務組合議会議員選挙の議選書につきましては、本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上、事務局案の説明といたします。
○三宅秀明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三宅秀明委員長 それではそのように決定いたします。

報告事項がありますので事務局から説明をお願いいたします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 2月22日の市長の平成24年度市政運営の基本方針に関する説明の時に、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出があります。また、3月6日、7日の代表質問時に質問議員の写真撮影を行いますので、よろしくお願ひいたします。

○三宅秀明委員長 以上で本委員会を閉会いたします。

（午前10時36分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 三宅秀明

議会運営委員 森西正